

このご質問を、本当によくお受けします。
確かに、毎月の請求書や領収書をはじめ、
繰り越した預金通帳……膨大ですよ。
今回は、拡大 ver.でお届けいたします。

よくあるギモン その3
「経理書類って
いつまで保管しないとイケないの？」

“ちょっとギモン…”
にお答えします！

Answer... 会社法では10年 税法上は税目等により異なります！

「え!?10年……!?!?」と驚かれた方も多いと思いますが、会社法(注)では帳簿及び重要書類の保存期間は、10年と定められています。“会社法”ですから、全ての法人に適用されます。つまり、規模にかかわらず、全ての法人が10年間は帳簿書類等を保存しておく必要があります。

(注)会社の設立、組織、運営及び管理について定めた法律

一方、税法上は税目ごとに、以下のとおり規定されています。

法人税法	7年間(法人税法施行規則 第59条) ただし、欠損金の繰越控除を適用する場合、その欠損金の生じた事業年度の帳簿書類を保存している必要があります。(欠損金を繰り越せるのは9年間(平成30年4月1日以後開始事業年度に生じた欠損金は10年間)です)
所得税法	7年間(所得税法施行規則 第102条)
消費税法	7年間(消費税法施行令 第50条) ※課税事業者が仕入税額控除を受ける場合経費等で支払った消費税を「支払った消費税として経理する」ためには、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の保存が必要です。

なお、「電子帳簿保存法」に基づく電子データによる保存制度も、徐々に要件が緩和されてきていますが制約も多いため、導入にあたっては、社内体制を含め、ご検討をお願いいたします。

今月の注目!

新聞などから気になる記事をご紹介します

読売新聞 11月9日(土)朝刊 1面です。

2020年度より、中小企業を引き継いだ新経営者が従前の債務について、個人保証を求められない制度が導入されるとのこと。もちろん「債務超過でない」など4条件が想定されるそうですが、国も事業承継が進んでいない実態を重くみているようです。

この制度にかかわらず、様々なところで影響するのが【健全財務】ではないかと思えます。

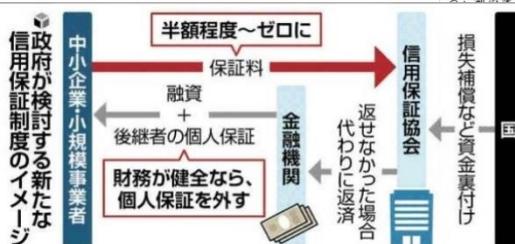
結局のところ……何事も、「健全」が「信用」に繋がるということなのでしょう。

読売新聞

2019年(令和元年) 11月9日(土)朝刊

事業承継 個人保証を免除 中小健全財務が条件

政府20年度から



紙面の都合上、全文の掲載はできません…ご了承ください。

【編集後記】

少し遡りますが、10月には関東地方にも、超大型台風が直撃しました。皆さまのお住まいの地域やお仕事場など、被害などはなかったですか。

この台風で、ひとつ話題となったのは、「保険」ではないかと思えます。ご自宅などでは、火災保険や地震保険のご契約をしていらっしゃると思いますが、「火災保険では“水災”が補償されない」といったお話しが多くありました。

家を建てた時などに、とりあえず入った(?)火災保険…補償内容をご存じですか!? 天災は、年々威力を増しているようです。この機会に、保険証券を見直し、現状に合った保険内容のご検討をされてはいかがでしょうか。

